

令和2年6月19日

各指定管理者 様

三次市教育委員会教育長
(文化と学びの課)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためのイベント及び
施設利用の取扱いについて（通知）

本日、新型コロナウイルス感染症三次市対策本部において、本市におけるイベント及び施設利用の取扱いが示されました。

三次市主催のイベント及び施設利用については、新型コロナウイルス感染症広島県対策本部が令和2年6月18日に改正した「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」のなかの「3 施設の使用制限及び催物の開催の停止の協力要請」に準じて取り扱うこととします。

つきましては、県の対処方針の徹底にご協力いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

三次市教育委員会 文化と学びの課 文化学習係
(担当:古矢・中村)

Tel:(0824)62-6191 Fax:(0824)62-6288

メールアドレス:bunka@city.miyoshi.hiroshima.jp